(目的)

第1条 インターネット上における部落差別をはじめとするあらゆる差別書き込み等の防止に向けて、滋賀県内の関係機関・団体が各々の取り組みについて情報交換等を行い、相互に連携・協力して人権啓発の推進を図るため、インターネット差別書き込み等にかかる滋賀県人権啓発推進連絡会(以下「推進連絡会」という。)を設置する。

## (活動内容)

- 第2条 推進連絡会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。
  - (1) インターネット上の差別書き込み等に関する情報交換
  - (2) インターネット上の差別書き込み等に関する研究および研修
  - (3) インターネット上の差別書き込み等の防止に向けた啓発
  - (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

## (構成)

第3条 推進連絡会は次に掲げる機関、団体をもって構成する。

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県市町人権問題連絡会、公益財団法人滋賀県人権 センター、部落解放同盟滋賀県連合会、滋賀県人権教育推進協議会、滋賀人権啓発 企業連絡会

2 推進連絡会は、構成員の互選により代表・副代表を置く。

(会議)

第4条 推進連絡会の会議は代表が招集する。

(事務局)

第5条 推進連絡会の事務局は、滋賀県(人権施策推進課)に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めない事項については、推進連絡会でその都度協議するものと する。

## 付則

この要綱は、平成19年(2007年) 9月20日から施行するものとする。

改正 平成20年(2008年) 9月 2日

改正 平成21年(2009年)10月 9日

改正 平成23年(2011年) 4月 1日

改正 平成25年(2013年) 6月 3日

改正 平成28年(2016年) 4月 1日

改正 平成31年(2019年) 4月 1日